

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月14日
【四半期会計期間】	第24期第2四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
【会社名】	株式会社ROBOT PAYMENT
【英訳名】	ROBOT PAYMENT INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 清久 健也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号
【電話番号】	03-5469-5787
【事務連絡者氏名】	取締役 久野 聡太
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号
【電話番号】	03-5469-5787
【事務連絡者氏名】	取締役 久野 聡太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 第2四半期累計期間	第24期 第2四半期累計期間	第23期
会計期間	自 2022年1月1日 至 2022年6月30日	自 2023年1月1日 至 2023年6月30日	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日
売上高 (千円)	828,722	1,029,217	1,731,416
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	2,662	103,412	59,035
四半期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	202	71,692	29,524
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	222,350	222,350	222,350
発行済株式総数 (株)	3,761,566	3,761,566	3,761,566
純資産額 (千円)	582,867	778,292	554,834
総資産額 (千円)	4,060,805	4,911,924	4,641,887
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり当期純損失 ( ) (円)	0.05	19.06	7.84
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	14.3	15.8	11.9
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	929,010	58,975	631,441
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	85,471	70,551	169,120
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	17,211	16,006	31,924
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	2,535,460	2,589,134	2,734,667

回次	第23期 第2四半期会計期間	第24期 第2四半期会計期間
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2023年4月1日 至 2023年6月30日
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり四半期純損失 ( ) (円)	6.10	12.63

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため記載しておりません。

3. 第23期第2四半期累計期間及び第24期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、条件付発行可能潜在株式として取り扱われる新株予約権であり、所定の条件を満たしておらず希薄化効果を有していないため、記載しておりません。

4. 第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であり、また条件付発行可能潜在株式として取り扱われる新株予約権であり、所定の条件を満たしておらず希薄化効果を有していないため、記載しておりません。

5. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 経営成績に関する説明

当第2四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による入国者の水際対策の解除や感染法上の位置づけが「5類感染症」に変更されたことに伴い、対面型サービスを中心に個人消費が回復傾向にあるとともにインバウンド消費が急回復するなど経済活動には一定の回復の兆しがみられるものの、円安や欧州における地政学リスクの長期化等に起因した原材料価格の高止まりに伴う物価上昇が消費者マインドへ悪影響を及ぼしており、引き続き不透明な状況が続いております。

そのような不透明な状況下においても、当社サービスが属するソフトウェア業界を含む情報通信サービス業界では、少子高齢化によるわが国における労働力人口の減少という課題に対処するために業務効率化や労働生産性向上を目的としたクラウドサービスの利用が拡大しております。加えて、多様な生活様式の定着により、リモートワークなど多様な働き方を可能にし、かつ業務効率化を可能とするクラウドサービスの需要はさらに高まってきております。

このような経済環境のなかで、当社は、ペイメント事業において「サブスクペイ」、フィナンシャルクラウド事業において「請求管理ロボ」を提供してまいりました。「サブスクペイ」は、主にインターネット上のサブスクリプションビジネスの決済やその周辺領域をカバーしております。商取引のオンライン化のさらなる進展による既存顧客の取扱高、決済処理件数の拡大に加え、継続的なサービス機能拡充、積極的なマーケティングや営業活動による新規顧客の獲得も寄与し、引き続き順調に事業が拡大しております。「請求管理ロボ」は、企業の請求管理業務を効率化・自動化する経理DXツールであります。各種法規制対応や旺盛なデジタルトランスフォーメーションへの需要も追い風に、継続的なサービス機能拡充、積極的なマーケティングや営業活動による新規顧客の獲得や単価の上昇、解約率の低減のための施策の実施や1顧客あたりの単価の上昇への取り組み等も貢献し、こちらも引き続き順調に事業が拡大しております。

上述した通り、良好な市場環境とビジネス拡大に向けた各施策の結果、両事業における順調な契約件数の積み上がり等を主な背景として、当第2四半期累計期間の売上高は1,029,217千円（前年同期比24.2%増）となり、増収効果と効率的な費用投下を実行したことで、営業利益は103,100千円（前年同期は2,965千円）、経常利益は103,412千円（前年同期は2,662千円）、四半期純利益は71,692千円（前年同期は202千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### (ペイメント)

当セグメントにおきましては、商取引のオンライン化や利用者層の広まり等により、わが国におけるEC市場の拡大の追い風を受け、「サブスクペイ」の既存顧客の取扱高や決済処理件数が拡大したことや、継続的なサービス機能拡充、積極的なマーケティング施策の実行、営業体制の強化による営業活動の拡大などを背景とした「サブスクペイ」の新規顧客の獲得により、リカーリング収益が順調に積み上がりました。この結果、売上高は639,427千円（前年同期比27.6%増）となり、セグメント利益は、主にマーケティングの強化による広告宣伝費の増加、営業人員の増加に伴う人件費の増加があったものの、売上高の増加がこれらを上回り263,323千円（前年同期比8.7%増）となりました。

#### (フィナンシャルクラウド)

当セグメントにおきましては、上述したマクロ環境の変化によって、より一層高まっている企業におけるクラウドサービスによる業務効率化ニーズ、デジタルトランスフォーメーションへの関心の高まりなどを受け、「請求管理ロボ」の継続的なサービス機能拡充、積極的なマーケティング施策の実行、営業体制の強化による営業活動の拡大などを背景とした新規顧客の獲得を推進するとともに、既存顧客の解約防止への取り組みを進めることで顧客数を増加させてまいりました。また、大手企業向けへの販売強化、オプションの拡充などにより1顧客あたりの単価の上昇にも注力してまいりました。この結果、売上高は389,790千円（前年同期比19.0%増）となり、セグメント利益は、ペイメントと同様に各種費用増加効果を増収効果が上回ったため、24,209千円（前年同四半期は74,239千円の損失）となりました。

## (2) 財政状態の状況

### (資産)

当第2四半期会計期間末における流動資産は前事業年度末に比べ66,759千円増加し、4,200,411千円となりました。これは主に、決済取扱高の増加により前渡金が186,398千円増加したことによるものです。

固定資産は前事業年度末に比べ203,277千円増加し、711,512千円となりました。これは主に、投資有価証券の時価の上昇により投資その他の資産が188,387千円増加したことによるものです。

この結果、資産合計は前事業年度末に比べ270,036千円増加し4,911,924千円となりました。

### (負債)

当第2四半期会計期間末における流動負債は前事業年度末に比べ8,835千円増加し、4,089,819千円となりました。これは主に、クレジットカードによる費用支払いを開始したことにより未払金が95,722千円増加したことによるものです。

固定負債は前事業年度末に比べ37,742千円増加し、43,812千円となりました。これは、投資有価証券の時価の上昇により繰延税金負債が43,812千円増加したことによるものです。

この結果、負債合計は前事業年度末に比べ46,578千円増加し、4,133,632千円となりました。

### (純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ223,457千円増加し、778,292千円となりました。これは主に、四半期純利益71,692千円の計上及びその他有価証券評価差額金が投資有価証券の時価の上昇により150,166千円増加したことによるものです。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ、145,533千円減少し、2,589,134千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動による資金の減少は、58,975千円(前年同四半期は929,010千円の減少)となりました。主な要因はペイメントにおける加盟店への支払いの短期化に伴い前渡金が186,398千円増加したことによるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動による資金の減少は、70,551千円(前年同四半期は85,471千円の減少)となりました。主な要因は無形固定資産の取得による支出70,382千円によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動による資金の減少は、16,006千円(前年同四半期は17,211千円の減少)となりました。主な要因は長期借入金の返済による支出17,658千円によるものであります。

## (4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

## (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

## (6) 研究開発活動

該当事項はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 第3【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

## 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,761,566	3,761,566	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,761,566	3,761,566	-	-

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

## (第24回新株予約権)

決議年月日	2023年5月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 6
新株予約権の数(個)	90
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,829(注)3
新株予約権の行使期間	自 2023年6月12日 至 2033年6月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,012 資本組入額 1,006
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

新株予約権の割当日(2023年6月12日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき18,348円で有償発行しております。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2023年12月期の前年比売上高成長率が20%以上であり、かつ2023年12月期の営業利益が次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

営業利益が1億円以上1.3億円未満の場合 行使可能割合：50%

営業利益が1.3億円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における前年比売上高成長率及び営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高及び営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

#### 5. 当社が組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
(注) 4 に準じて決定する。
- (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	-	3,761,566	-	222,350	-	122,350



## (5)【大株主の状況】

2023年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
清久 健也	東京都港区	1,589,864	42.26
KKキャピタル株式会社	東京都千代田区九段南一丁目5番6号	330,032	8.77
GCM VENTURE CAPITAL PARTNERS I INC (常任代理人:濱崎 一真)	VISTRA CORPORATE SERVICES CENTRE, WICKHAMS CAY II, ROAD TOWN, TORTOLA, VG1110, BRITISH VIRGIN ISLANDS (東京都港区)	151,000	4.01
株式会社ベクトル	東京都港区赤坂四丁目15番1号	149,300	3.96
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	133,600	3.55
株式会社Orchestra Investment	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	105,610	2.80
林 貴夫	愛知県名古屋市中区	99,200	2.63
BNY GCM ACCOUNTS M NOM (常任代理人:株式会社三菱UFJ銀行)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	52,100	1.38
楽天証券株式会社	東京都港区青山二丁目6番21号	38,600	1.02
白石 徳生	東京都八王子市	33,000	0.87
祖父江 純	愛知県名古屋市緑区	33,000	0.87
計	-	2,715,306	72.18

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,758,200	37,582	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,366	-	-
発行済株式総数	3,761,566	-	-
総株主の議決権	-	37,582	-

(注) 単元未満株式の買取請求による取得に伴い、当第2四半期会計期間末現在の自己株式数は66株となっております。

## 【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 単元未満株式の買取請求による取得に伴い、当第2四半期会計期間末現在の自己株式数は66株となっております。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第2四半期会計期間 (2023年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	2,734,667	2,589,134
売掛金	169,133	186,632
前渡金	1,070,679	1,257,077
前払費用	96,297	61,123
未収入金	74,072	117,190
その他	9,541	11,866
貸倒引当金	20,739	22,612
流動資産合計	4,133,652	4,200,411
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	10,428	8,445
無形固定資産	414,682	431,554
<b>投資その他の資産</b>		
その他	85,232	274,707
貸倒引当金	2,107	3,194
投資その他の資産合計	83,124	271,512
固定資産合計	508,235	711,512
<b>資産合計</b>	<b>4,641,887</b>	<b>4,911,924</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	19,142	13,984
1年内返済予定の長期借入金	32,244	20,656
未払金	84,323	180,046
未払費用	38,428	36,312
未払法人税等	-	38,177
未払消費税等	65,956	75,403
契約負債	74,339	90,262
前受金	1,184	759
預り金	3,764,089	3,633,005
その他	1,275	1,212
流動負債合計	4,080,983	4,089,819
<b>固定負債</b>		
長期借入金	6,070	-
繰延税金負債	-	43,812
固定負債合計	6,070	43,812
<b>負債合計</b>	<b>4,087,053</b>	<b>4,133,632</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	222,350	222,350
資本剰余金	122,350	122,350
利益剰余金	191,739	263,431
自己株式	127	127
株主資本合計	536,313	608,005
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	17,842	168,008
評価・換算差額等合計	17,842	168,008
新株予約権	679	2,279
<b>純資産合計</b>	<b>554,834</b>	<b>778,292</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>4,641,887</b>	<b>4,911,924</b>

## (2)【四半期損益計算書】

## 【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
売上高	828,722	1,029,217
売上原価	91,745	106,392
売上総利益	736,976	922,825
販売費及び一般管理費	734,011	819,725
営業利益	2,965	103,100
営業外収益		
受取利息	19	19
その他	26	420
営業外収益合計	45	439
営業外費用		
支払利息	300	127
その他	48	-
営業外費用合計	348	127
経常利益	2,662	103,412
特別利益		
新株予約権戻入益	-	519
特別利益合計	-	519
税引前四半期純利益	2,662	103,932
法人税等	2,459	32,240
四半期純利益	202	71,692

## (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	2,662	103,932
減価償却費	41,507	55,691
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,564	2,960
受取利息	19	19
支払利息	300	127
売上債権の増減額(は増加)	3,203	17,499
前渡金の増減額(は増加)	141,187	186,398
仕入債務の増減額(は減少)	1,641	5,158
預り金の増減額(は減少)	840,886	131,083
未払金の増減額(は減少)	42,164	95,722
契約負債の増減額(は減少)	71,312	15,923
新株予約権戻入益	-	519
その他	77,926	5,173
小計	903,354	61,147
利息の受取額	19	19
利息の支払額	292	122
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	25,381	2,275
営業活動によるキャッシュ・フロー	929,010	58,975
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	6,200	198
無形固定資産の取得による支出	79,271	70,382
その他	-	30
投資活動によるキャッシュ・フロー	85,471	70,551
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	17,658	17,658
新株予約権の発行による収入	519	1,651
自己株式の取得による支出	73	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,211	16,006
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,031,693	145,533
現金及び現金同等物の期首残高	3,567,154	2,734,667
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,535,460	2,589,134

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。時価算定会計基準適用指針の適用による四半期財務諸表に与える影響はありません。

( 四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理 )

( 税金費用の計算 )

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

( 追加情報 )

( 新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り )

当第2四半期累計期間において前事業年度の有価証券報告書の( 追加情報 ) ( 新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り ) に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の拡大や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。



(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
給料及び手当	196,501千円	249,276千円
広告宣伝費	159,500 "	182,783 "
減価償却費	2,237 "	2,242 "
貸倒引当金繰入額	3,564 "	2,960 "

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
現金及び預金勘定	2,535,460千円	2,589,134千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	2,535,460	2,589,134

## (株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

## 1. 配当金支払額

該当事項はありません。

## 2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

## 1. 配当金支払額

該当事項はありません。

## 2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期財務 諸表計上額 (注)2
	ペイメント	フィナンシャル クラウド	計		
売上高					
リカーリング売上	486,359	300,289	786,649	-	786,649
ショット売上	14,702	27,371	42,073	-	42,073
顧客との契約から生じる収益	501,061	327,660	828,722	-	828,722
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	501,061	327,660	828,722	-	828,722
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	501,061	327,660	828,722	-	828,722
セグメント利益又は損失( )	242,177	74,239	167,937	164,972	2,965

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額 164,972千円は、おもに各報告セグメントに配分していない全社費用であり、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. リカーリング売上は、顧客との契約期間にわたってサービスの提供に基づき、繰り返し発生する性質の収益で、主なものとして月額利用料などがあります。
4. ショット売上は、リカーリング売上とは違い、繰り返し発生する性質の収益ではないもので、主なものとして、顧客がサービス利用開始にあたっての初期費用や導入支援費用などがあります。

当第2四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期財務 諸表計上額 (注)2
	ペイメント	フィナンシャル クラウド	計		
売上高					
リカーリング売上	620,328	376,276	996,604	-	996,604
ショット売上	19,098	13,514	32,613	-	32,613
顧客との契約から生じる収益	639,427	389,790	1,029,217	-	1,029,217
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	639,427	389,790	1,029,217	-	1,029,217
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	639,427	389,790	1,029,217	-	1,029,217
セグメント利益	263,323	24,209	287,533	184,432	103,100

(注)1. セグメント利益の調整額 184,432千円は、おもに各報告セグメントに配分していない全社費用であり、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. リカーリング売上は、顧客との契約期間にわたってサービスの提供に基づき、繰り返し発生する性質の収益で、主なものとして月額利用料などがあります。
4. ショット売上は、リカーリング売上とは違い、繰り返し発生する性質の収益ではないもので、主なものとして、顧客がサービス利用開始にあたっての初期費用や導入支援費用などがあります。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり四半期純利益	0.05円	19.06円
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	202	71,692
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	202	71,692
普通株式の期中平均株式数(株)	3,761,550	3,761,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	<p>2022年1月14日取締役会決議において、第10回新株予約権・第13回新株予約権の一部と第22回新株予約権の全ての取得及び消却を同日付で決議しております。</p> <p>2022年6月10日開催の取締役会決議による、第23回新株予約権 新株予約権の数 329個 (普通株式 32,900株)</p>	<p>2023年1月1日をもって、第6回新株予約権は権利行使期間満了につき失効しております。</p> <p>2023年2月28日取締役会決議において、第8回新株予約権・第10回新株予約権・第13回新株予約権の一部と第23回新株予約権の全ての取得及び消却を同日付で決議しております。</p> <p>2023年5月24日開催の取締役会決議による、第24回新株予約権 新株予約権の数 90個 (普通株式 9,000株)</p>

(注) 前第2四半期累計期間及び当第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、条件付発行可能潜在株式として取り扱われる新株予約権であり、所定の条件を満たしておらず希薄化効果を有していないため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

**第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月14日

株式会社ROBOT PAYMENT  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 中野 敦夫  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三浦 貴司  
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ROBOT PAYMENTの2023年1月1日から2023年12月31日までの第24期事業年度の第2四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ROBOT PAYMENTの2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。



- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。